

そ の 他

医福審一老	107
11.5.19	

やむを得ない事由による措置の概要

○ 介護保険法施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ① 訪問介護
- ② 通所介護
- ③ 短期入所生活介護
- ④ 痴呆対応型共同生活介護
- ⑤ 介護老人福祉施設

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を探る仕組みを存続させている。

○ これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待したい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結び付ける趣旨である。

○ なお、措置に要する費用については、当該措置に相当する介護サービスに係る介護保険給付が充当される。

1 対象者の要件

(1) 次のようなやむを得ない事由があること。

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合。
- ② 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合。

(2) 仮にやむを得ない事由がないならば、介護保険給付を利用することが可能であること。

= 要介護者又は要支援者（特別養護老人ホーム等にあっては、要介護者）に該当すること。

2 手続

(1) 措置の一環として要介護認定と同一の手続を実施。

(2) やむを得ない事由が次のことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行。

- ① 特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ② 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

3 費用

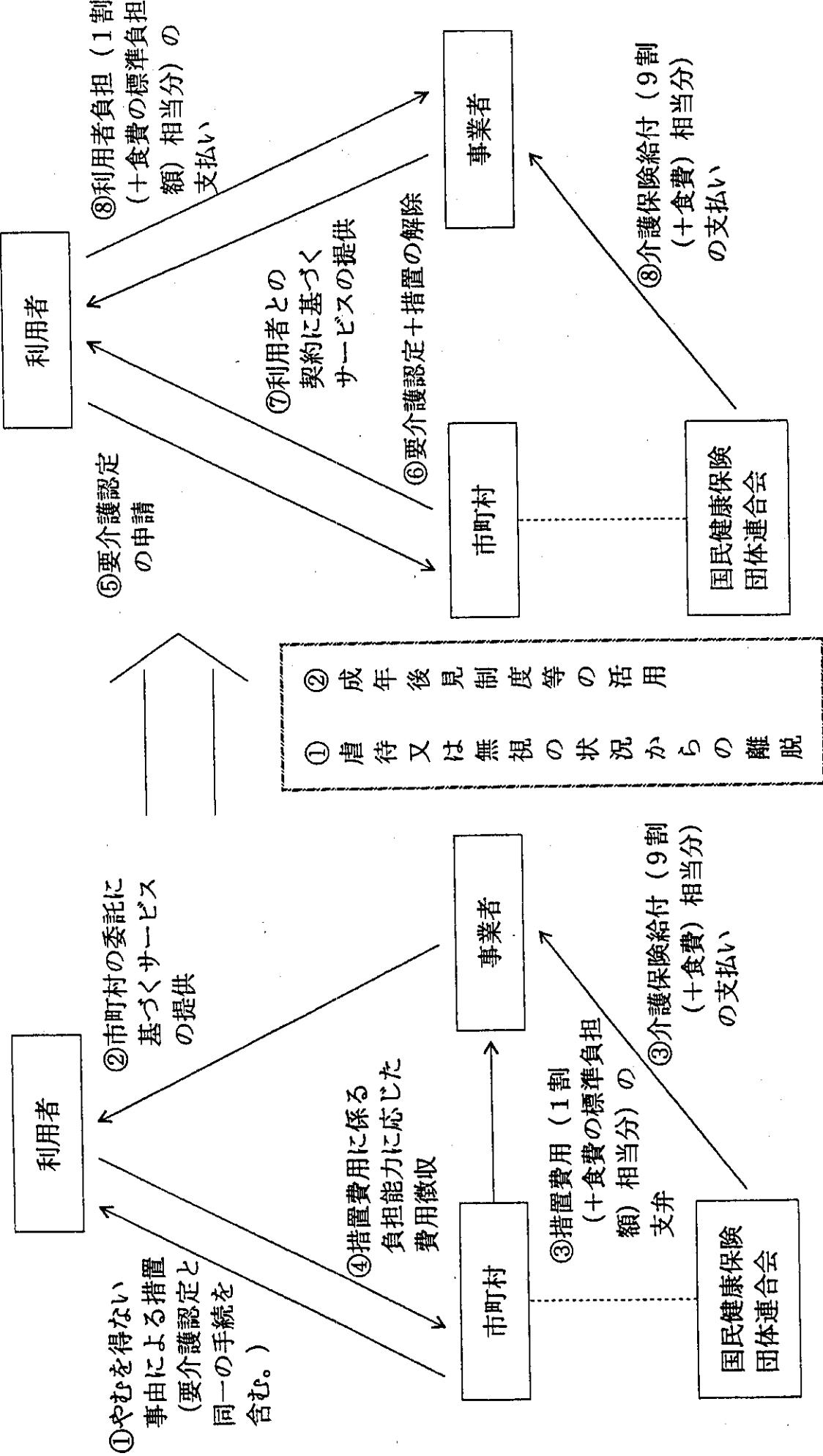
(1) 9割（+食費）相当分

→ 介護保険給付

(2) 1割（+食費の標準負担額）相当分

→ 措置に要する費用に係る負担能力に応じた費用徴収

やむを得ない事由による措置から通常の契約へ移行の仕組み



（居宅における介護等）

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるとときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等に通わせ、同項の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 六十五歳以上の者であつて、痴呆の状態にあるために日常生活を営むのに支障があるもの（共同生活を営むのに支障がある者を除く。）が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する痴呆対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第五項に規定する住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において食事の提供その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

2・3 (略)

(老人ホームへの入所等)

第十一條 市町村は、必要に応じて、次の措置を探らなければならない。

一 (略)

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該地方公共団体以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 (略)

2 (略)

(市町村の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の四第一項第一号から第三号までの規定により市町村が行う措置に要する費用
- 一の二 第十条の四第一項第四号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 一 (略)
- 二の二 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 三 (略)

(介護保険法による給付との調整)

第二十一条の一 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス又は施設サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の一又は第二号の一の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(費用の徴収)

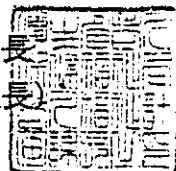
第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

老計第22号
平成11年6月11日

各 都道府県 介護保険担当部（局）長 殿

介護保険制度実施推進本部事務局副事務局長
（老人保健福祉局老人福祉計画課長）



市町村集計に係る確認ポイントの例について

「介護保険事業計画におけるサービス量の見込み等の算出手順（ワークシート）」については、4月20日の全国介護保険担当課長会議でお示ししたところですが、その中で、都道府県における各市町村のサービス量等の取りまとめの際に、市町村の集計や推計の方法について問題がある場合には適切な指導をしていただくようお願いしたところです。

（会議資料No.7 P.27参照）

適正なサービス量の見込みや保険料の算出を行うためには、都道府県における確認・指導が極めて重要であると考えます。

こうしたことから、確認・指導の際の参考となるよう、このたび、市町村集計について具体的な確認のポイントの例を作成しました。例に該当するようなケースについては、各都道府県におかれでは、市町村に再確認を求め、合理的な理由がある場合又は認識した上での当該市町村の判断である場合等を除いては、適切な内容となるよう修正の助言・指導を行われるようお願いいたします。

なお、当職へ報告いただくエクセルファイル（厚生省提出用ブック）においては、都道府県におけるチェック済みの有無の確認のため、人口推計シートの1列に○印を付していただくこととしたいと思いますので、この点につきましてもよろしくご理解とご協力のほどお願いいたします。また、あわせまして、6月末のしめきりにつきまして重ねてよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 厚生省老人保健福祉局 老人福祉計画課 TEL 03-3503-1711(内線3926)

○ A県m村

(主な計数の状況)

特別養護老人ホーム入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
6. 02	5. 81	5. 62	5. 44	5. 27

老人保健施設入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1. 20	1. 16	1. 12	1. 09	1. 05

療養型病床群入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
0. 84	0. 81	0. 79	0. 76	0. 74

3施設合計入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
8. 07	7. 78	7. 54	7. 29	7. 06

施設サービス+居宅サービスの65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
18. 46	19. 89	20. 15	20. 35	20. 87

月額保険料

4, 815円

(要確認事項)

① 平成16年度の特養入所者の人口比量が、5. 27%となっているが、高すぎないか。(受け皿施設の整備、転換によりもっと下げることはできないか。)

② 要援護老人の割合(施設サービス+在宅サービス)が18~20%台であり、高すぎないか。(全国 約12%)

○B県n町

(主な計数の状況)

特別養護老人ホーム入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
5.72	5.07	4.42	3.77	3.13

3施設合計入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
6.41	5.69	4.97	4.25	3.55

平均基盤整備率 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
44.04	44.43	44.68	44.77	44.83

月額保険料

3,717円

(要確認事項)

① 平成12年度から16年度にかけて、3施設の人口比量を6.41%から3.55%に下げているが、これにあわせて特養入所者の受け皿施設の整備・転換を要すると考えられる。

② 平成12年における基盤整備率の数値は適切なものかどうか。（現時点での住民1人当たりのサービス提供量と比べて、格段に伸ばしすぎているのではないか。現実的な数値かどうか。）

○C県 p 市

(主な計数の状況)

療養型病床群入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
0.43	0.60	0.76	0.31	0.49

(要確認事項)

- ① 療養型病床群の人口比量が平成12年度から14年度にかけて増え、平成15年度に減り、その後16年度に増加に転じるのは、なぜか。

○D県q町

(主な計数の状況)

療養型病床群入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
2.79	3.05	3.35	3.65	3.95

3施設合計入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
4.94	5.22	5.60	5.93	6.10

(要確認事項)

- ① 平成12年度における療養型病床群の数値の設定が高いのではないか。（医療保険適用の療養型病床群への振り分けの検討）
- ② 平成12年度から16年度にかけて、3施設の人口比量が4.94%から6.10%に増加しているが、在宅シフトを図り、維持又は縮減の方向にはできないか。

○E県 r 村

(主な計数の状況)

3施設合計入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
4.47	4.21	3.96	3.70	3.45

施設サービス+居宅サービスの65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
11.71	11.74	10.09	11.78	11.80

平均基盤整備率 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
28.25	31.12	34.00	36.86	39.64

月額保険料

4,557円

(要確認事項)

- ① 3施設合計入所者の65歳以上人口比、施設サービス+居宅サービスの65歳以上人口比、平均基盤整備率を総合的に見て、月額保険料が高すぎと思われる。作業途中で入力ミスあるいは計算ミスはないか。

注： エクセル版ワークシートに段階別保険者数を入力する際に、合計が100%にならない形で入力ミスをしている可能性がある。

これについては、次の方法により確認することができる。

A：人口推計から計算される被保険者数の確認方法

各市町村における平成12年度から平成14年度までの前期高齢者と後期高齢者数の和を求め、その値を3で除算しますと被保険者数が求まる。

$$\{ ((\text{前期高齢者数 (H. 12)} + \text{後期高齢者数 (H. 12)}) \\ + (\text{前期高齢者数 (H. 13)} + \text{後期高齢者数 (H. 13)}) \\ + (\text{前期高齢者数 (H. 14)} + \text{後期高齢者数 (H. 14)})) \} / 3$$

B：保険料を計算する際に用いている被保険者数の確認方法

厚生省提出用ブック・ワークシート“保険料”のL列からP列の和が被保険者数となる。

AとBを比較し、両者が異なる場合は入力ミスである。

○ F 県 S 町

(主な計数の状況)

3施設合計入所者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
1.75	1.96	2.18	2.39	2.60

居宅サービス対象者の65歳以上人口比 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
6.25	6.08	5.90	5.73	5.54

月額保険料

1,443円

(要確認事項)

- ① 居宅サービスの利用増を図るべき。具体的には居宅サービスが平成12年度の6.25%から平成16年度の5.54%へと減っているが増加させる方向で考えられないか。

○G県 t 町

(主な計数の状況)

平均基盤整備率 (%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
40.47	49.96	56.68	63.58	68.76

月額保険料

3,084円

(要確認事項)

- ① 平成12年～16年度における基盤整備率の数値は適切なものかどうか。
(現時点での住民1人当たりのサービス提供量と比べて、格段に伸ばしすぎて
いるのではないか。現実的な数値かどうか。)

○H県□町

(主な計数の状況)

施設サービス+居宅サービスの65歳以上人口比(%)

平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
6.96	6.98	7.00	7.02	7.02

月額保険料

2,100円

(要確認事項)

- ① 要援護老人の割合（施設サービス+在宅サービス）が6～7%台であり、低すぎないか。（全国 約12%）

別 紙

(参考)

平成11年5月21日付介護保険制度実施推進本部介護保険事業計画・基盤整備チーム事務連絡より（抄）

1 要援護老人（要支援者+要介護者）の出現率について

65歳以上人口に対する要援護老人の割合が7%～17%の範囲外の市町村については、再度、適切な数字となっているか確認の上、要援護老人の数を確定すること。

(参考)

現時点での平均値約12%（30道県分の使用可能なデータから）

2 療養型病床群の起点値について

療養型病床群については、

- ①参酌標準（8：7：5）を目安とすること
- ②現在の施設の種類ごとの入所者数
- ③都道府県医療計画に定める整備目標の範囲で、現在の当該市町村の入院の実態を勘案し、当該市町村に当てはめた介護療養型医療施設の入院人数を勘案し、介護保険に移行しない医療保険適用のものもあることを踏まえて起点値を設定すること。

保険料の水準に及ぼす影響の大きさ等にかんがみ、上記①～③、また、それを是正した割合などの試算を行った上、施設入所者の高齢者人口に占める比率が3.4%を上回る場合には、療養型病床群のうち、介護保険適用部分の対65歳以上人口比の値が適切に設定されているかどうか、その値の妥当性について、市町村と十分意見交換の上判断すること。

3 基盤整備率について

4／20の会議資料において説明しているとおり、介護保険制度におけるサービス量の見込みは、前回の老人保健福祉計画におけるサービス量の設定とは性質が異なり、政策的な目標値の設定というよりも、保険費用の推計を行うために「現実的に利用されるサービスの量」を推測するという目的がある。サービス量は、利用意向を基にした必要量及びそれに対する供給力によって決定される。

したがって、利用希望率や供給率の設定においては、まずは12年度において、調査結果における現実的な設定を行い、以降の年度についても、参酌標準や目標とすべき方向性を踏まえつつも、現実的に達成可能な数値を推測し、設定をする必要がある。

このため、基盤整備率の現状が平成12年度において40%、平成16年度において50%を超えている市町村については、過去のサービスの伸びや事業者のサービス展開の意向等から現実的に達成可能な数値となっているか再度確認すること。